

マニュアル案への委員等意見を踏まえた対応案及び論点について

番号	ページ	マニュアル案の項目	委員等意見		対応案及び論点	要確認
			修正案	理由		
1	なし	第1節 チェックシート	現場活動要領(原子力施設等における消防活動全体フロー)の区分ごとのチェックシートの必要性について要検討	チェックシートの活用については、「通報受信時」及び「現場指揮本部」に関する措置に位置付けられるものに整理統合する方が使い勝手がよいのではないかと考えられる(現場指揮本部の設置・運営マニュアルの様式集と重複するものが多いため)。	「通報受信時の措置」のチェックシート及び「現場指揮本部の設置・運営マニュアル」附属の様式に必要事項を追記すること等により整理統合し、現行のチェックシートと置き換えることとしてはどうか。	○
2	9	第2節 第5 (2)表2-3	1回の消防活動の被ばく限度は目安として10mSvではなく、10mSv以下で可能な限り低い値と記載する。 また、100mSvは例外であることが理解しやすいよう追記する。	100mSvは緊急時の例外であり、10mSv以下で、かつ可能な限り少なくすることが原則と考えます。	ご意見を踏まえ修正 (目安ではなく、「1回の活動あたりの被ばく線量の上限」として、「10mSv以下」と記述。注意書きも追記。)	
3	13	第2節 第5 原子力施設等における消防活動時のスタイル(例)【防護装備に係る留意点】(1)①イ	化学防護服はβ線にどの程度有効なのか、また、簡易型防護服と効果の違いがあるのか示していたきたい。 また、簡易型防護服の外部被ばくの防護の効果についても記載する。	一般的にβ線はアルミ箔等の薄い金属板により遮蔽できるとされているためご教示願いたい。	本分科会において委員(専門家)のご意見に基づき、追記すべき事項について追記する。	○
4	21	第3節 第1 1.【原子力施設の場合】 「10条事象」「15条事象」の表	改正後の内容は、かなりの量なので、原子力災害対策特別措置法施行令 第四条第四項第五号および第六条第四項第一号の内容を記載し、規則案に記載されている内容は、別表するのはどうか。 判断するための基準は、新指針では多数の項目が細かく区分されているため、資料編又は付属資料に移す方がよい。	25年12月1日に「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則」が施行されたことによる最新化。 項目が多数に及ぶため覚えるのは困難であり、基準は参考程度とし、10条事象か15条事象かは、報告義務のある原子力事業者又は現地のオフサイトセンターに確認する方がよい。	当該箇所は、消防機関において通報受信時に原災法関連の事象かどうかを確認する措置に係る参考としての位置付けと考えられる。このため、基準の詳細を全て掲載するのではなく、“警戒事態、施設敷地緊急事態(原災法10条事象)、全面緊急事態(原災法15条事象)”の例示を掲載することとしてはどうか。 (基準の詳細については、原子力災害対策指針等を参照するよう注記を付す。)	○
5	23	第3節 第1 3. 関係機関への連絡	連絡内容を記載してはいかがか。	より具体的な記載にするため	ご意見を踏まえ、受信内容を踏まえた連絡をする旨を追記	
6	25	第3節 第4 2. 設定の基準	「液体の漏洩など汚染の可能性が目視できる位置」を追加	汚染により空間線量率が上昇するのは非常に高濃度の場合であり、空間線量率だけでは、汚染拡大防止出来ない可能性があるため	ご意見のとおり修正	
7	25	第3節 第4 3(2)	120m以上との記載を削除した記載とするか、(2)全体を削除する。	BC災害時に120m以上の進入統制ラインを設定する根拠が不明確であり、不合理な消防活動となる恐れがあります。	本内容は、救助分科会において検討が進められている内容の反映部分であることから、救助分科会における最終的な検討結果と整合を図ることで対応することとしてはどうか。	○

8	37	第3節 第6 2(1)	必ずしも検出記録員を指定する必要はなく、「検出活動は2名以上で、かつ、必要最小限の人員とする。」等に修正する。	記録は無線等により指揮本部でも可能であり、状況により計測員2名のみの活動もあると考えます。	ご意見のとおり修正	
9	37	第3節 第6 3(1)	測定隊員の防護装備は第2節スタイル(例)に合わせるべきであり、「測定隊員の防護装備は第2節スタイル(例)を参照」等に修正する。	非火災時の防護装備は陽圧防護服が原則とされており、説明が不十分と考えます。	ご指摘を踏まえ、説明を追記 (原因物質の推定ができない場合、有毒物質の有無が確定するまでは有毒物質対応が可能な防護服を着装する原則として記載している旨)	
10	38	第3節 第6 各測定器の測定対象 2. 表面汚染測定	理由の項目を削除	不要であるため	ご意見のとおり修正	
11	38	第3節 第6 各測定器の測定対象 3. 個人被ばく線量	目的を「隊員の放射線被ばく線量の測定及び管理」に修正	用語の訂正	ご意見を踏まえ修正	
12	39	第3節 第8 A. 3(1)	区域外の汚染の検出または汚染が拡大した場合は、区域を拡大する	汚染事故対応の場合は、実際には区域の範囲を縮小するのは難しい。汚染拡大した場合の対処方法が重要ではないか	ご意見を踏まえ修正(追記)	
13	39	第3節 第8 A. 2(2)①	放射線危険区域の0.5mSv/h→0.1mSv/hに変更について、安全側に管理する意味では望ましいが、危険区域のエリアが広がることから消防活動は逆に難しくなると懸念はないか。		0.1mSv/hは、現場に専門家等がいらない場合の放射線危険区域の判断要素の一つであり、専門家等が現場にいる場合は、当該専門家等と協議のうえ設定することが基本である。このため、放射線等の専門家到着した後は、当該専門家と協議のうえ必要に応じて設定区域の変更を行う旨について追記することとしてはどうか。	○
14	40	第3節 第9 4(1)※	「被ばく線量限度以下でも不要な被ばくは避ける」に修正	「十分であるということではない」という曖昧な表現を変更	ご意見のとおり修正	
15	40	第3節 第9 4(3)	「100mSv/h を超える空間線量率の区域は、人命救助が必要な場合で、かつ関係機関、関係者及び専門家と協議して消防隊員の安全が確保される場合に限り活動できる。」等に修正する。	100mSv/h を超える空間線量率の環境は、消防機関のみでは活動上の安全性を確保できないため、関係機関、専門家等との協議が不可欠と考えます。	ご意見のとおり修正することでどうか。 (もしくは、①②に加え、「③関係機関、事業者、専門家等からの助言等を踏まえ、安全の確保ができることを確認すること。」を追記することではどうか。)	○
16	46	第3節 第12 フローチャート	「現場でのトリアージフローチャート」に関する説明を入れるべき。 トリアージフローチャート中の3区分について、「異常なし」、「中等症」、「重症」の汚染検査、除染に関して明確な差別化を図るべき。	フローチャートの考え方が明快になるため 放射能汚染で死に至る可能性は低く、外傷等治療を優先させる意思を明確にするため。	フローチャートの説明として、以下の内容を追記することとしてはどうか。 ① 救命を主眼に、汚染検査を実施する前に医学的トリアージを実施し、傷病者の容体に応じた汚染検査、除染活動を実施する。 ② 重症の傷病者については、救命を優先させるため、必要最低限の汚染拡大防止措置等を行い、直ちに医療機関への搬送等を行う。 ③ 中等症、軽症の傷病者については、汚染検査、除染を実施した後に医療機関への搬送等を行う。この場合、汚染検査、除染の手順は同じであるが、優先順位は中等症の傷病者が優先される。	○

17	47	第3節 第12 1(2)①エ	「除染は、準危険区域で実施」について 削除するか、もしくは、設定した除染区域の環境も 測定することを追記	活動環境の把握ではないため	ご意見のとおり修正(追記)	
18	48	第3節 第12 3	福島の数値となっているが、新基準のOILとの整 合を図るべき 13,000cpmを40,000cpmに変更し、100,000cpmの 記述を削除	既にOILが示されているため 新指針において改正されているため。	13,000cpmを目安とする説明を修正(福島原発事故 時の対応事例の表は削除)。 留意点に、原子力緊急事態においてはOIL4に基づ く旨を追記。	
19	48	第3節 第12 3【留意点】	「上記スクリーニングレベルは入射窓面積20cm2の 検出器を使用した場合である。」を追記		ご意見のとおり修正	
20	50	第3節 第12 4(3)【除染の手順】	除染後の再検査の項目を追加する。	除染後の再検査についての記述がないた め	ご意見のとおり修正	
21	52 53 55 55	第3節 第13 1(3)、 3(1)、 4(3)①、 4(3)写真	救急隊員の装備について、“感染防止衣、サージ カルマスク”に改め、“布製キャップ、ヘルメット又 は救急帽”を追記。	原則は通常の救急隊の装備で可。完全な 呼吸保護具(全面マスク)を原則で示す必 要はないのではないか。 図例として全面マスク、タイベックはあまり に過剰な防備ではないか。	現行のマニュアルで示されている①救急隊員の活 動装備、②救急車等の養生について、過剰ではない かというご意見がある。 しかし、災害現場において現行の装備が必要となる 状況が想定されうるのであれば、安全側の装備を基 本として示す方がよいのではないか。 各委員のご意見を踏まえ、必要があれば修正するこ ととし、なければ原案のままとしたい。	○
22	56	第3節 第13 4(3)【留意事項】②イ	「呼吸保護具」を「サージカルマスク」に改める。			
23	57	第3節 第13 4(4)①イ、ウ、エ	○イについて 「車内の床、壁等をポリエチレンシート等で覆う。 必要であれば片面防水シートも併せて使用す る。」は「車内の床、壁等をポリエチレンシート等で 覆う。」に変更。 ○ウについて 「…順次下から上へ広げていく。」は「…次にスト レッチャーの汚染防止を行う。」に変更。 ○エは削除する。	原則として床を養生する。		
24	58	第3節 第13 4(4)【救急車の養生と除去手 順(例)】	車内の通路及びストレッチャーの上部を覆うだけ でよい内容に修正。			
25	54	第3節 第13 4(2)①	担架又はストレッチャーにあらかじめ敷くのは「毛 布又はシーツ」から「ポリエチレンシート等」に修正	実際に合わせる	ご意見のとおり修正	
26	56	第3節 第13 4(3)【留意事項】①ウ	個人警報線量計の着装の削除について要検討 か。	汚染患者の搬送処置で救急隊員の被ば くは問題になる程度のものではないが、安 心の担保部分でも考慮からそのまま可。	ご意見の理由のとおり、現行のままとする。	
27	56	第3節 第13 4(3) 医療機関側で必要として いる情報	除染の有無を追加 器材(測定器等)を追加		ご意見のとおり修正	
28	57	第3節 第13 4(4)①ア	「車内から不要なものを下ろす」を削除	適正化	記述に特段の問題がなければ、現行のままとする。	

29	60	第3節 第14 6. 健康管理	参考として追記することが適切な内容について要 検討	放射線業務従事者に対する電離放射線 障害防止規則に規定する健康診断等の 項目を全て記載する必要性はあまりない ようにも考えられるが、どの程度の内容が 参考として適切か明確でない。また、鼻ス メア等の実施など、他に参考となる内容も 明確でない。	本分科会における委員のご意見に基づき対応した い。 (参考:第1回検討会資料6の7ページ)	○
30	71 ～ 78	第4節 第1	事前調査の対象別(原子力施設、放射性同位元 素等取扱施設、核燃料物質輸送・放射性同位元 素輸送)に記述する。	対象施設ごとの記述とすることにより、事 前調査時の確認行為が容易となるため	全体の構成と同様(共通部分に施設等毎の特有事 項の追記)とすることでどうか。 (記載内容に不整合が見られた点については精査し て修正)	○
31	79	第4節 第7 1(1)	「隊長等の中から被ばく管理責任者をあらかじめ 選任」等に修正する。	安全管理の責任者は、隊員ではなく隊 長、指揮者と考えます。	ご意見のとおり修正	
32	80	第4節 第8 2	「防災訓練」を「消防活動訓練」等に修正する	消防隊の訓練ですので、防災訓練ではな く消防活動訓練が適切と考えます。	ご意見を踏まえ修正 (「訓練」に修正)	
33	なし	(資料編) 汚染検査計の取扱要領	「cps(計数率)」について、この単位でよいか要検 討	現場活動要領のスクリーニングレベルや 汚染検査手順例の参考では単位がcpmで あり、単位が統一されていないのは、混乱 するのではないか また、この入射窓面積が異なる機器とは比 較できないため	ご意見を踏まえ、単位を「cpm」に変更し、入射窓面積 を勘案した留意事項も追記 【RADEYE B20の仕様】 ・入射窓面積は16cm ² ※ ・単位「Bq/cm ² 」による表示も可能 ※必要があれば、20cm ² へのcpm換算値を 追記	
			単位表示を「CPS」で記述しているが「CPM」で記 述すべき	OILがCPM基準のため		
			RADEYE B20の測定値の表記(cps)と、現場 活動要領のスクリーニングレベル(単位cpm)の関 係を整理する必要がある。			
34	なし	(資料編) 各測定器の取扱要領	GMやNaI、電離箱の取扱要領も追加	多く配備されている測定器の取扱要領も あった方がいいのではないかと	ご意見を踏まえ、できるだけ対応	

(参考)

第1回消防・救助技術の高度化等検討会(6月25日開催) 資料6 抜粋

(3) 健康 管 理

<ポイント>

- 健康管理は基本的に医師等の専門家の判断に基づいて実施するものと考えられる。
⇒ 現行マニュアルにおいても、被ばく又は汚染のあった者については専門家等と協議、必要に応じて健康診断を実施することを記載
- 健康管理は、活動に付随して必要な措置であり、福島原発事故等で実施された活動後の臨時検診の実例や、放射線業務従事者に適用される電離放射線障害防止規則等の関係する法令の規定について、参考として追記することを検討する。

(参考)放射線業務従事者の健康管理

放射線業務従事者は、電離放射線障害防止規則(昭和40年労働省令第41号)に規定する健康診断等を実施することとされている。

【内部被ばく検査】

管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者は3月以内ごとに1回

※ ただし、誤って吸入摂取等したときは、速やかに実施

【健康診断】

放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者は、6月以内ごとに1回、次の項目の健康診断を実施

- ①被ばく歴の有無
- ②白血球数及び白血球百分率の検査
- ③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- ④白内障に関する眼の検査
- ⑤皮膚の検査

※ ただし、1年間に受けた実効線量が5mSv未満の場合は、②～⑤の検査は医師の判断により行うことを要しない。

【健康診断結果報告等】

事業者は、上記の健康診断の実施結果を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出するとともに、健康診断の結果、放射線による障害が生じた等の者について、その障害等がなくなるまで、就業する場所や作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。